（案）

委　託　契　約　書

令和　年　月　日

１　業務の名称　　令和８年度環境保全措置効果検証事業委託業務

２　履 行 期 間　　契約締結日から令和　年　月　日まで

３　契 約 金 額　　金●●●円
（うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金●●●円）
「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第 28 条第１項及び第 29 条の規定並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出したもので、契約金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

上記委託業務について、委託者　沖縄県知事　古謝　玄太（以下「甲」という。）と受託者　●●●　代表取締役　●●●（以下「乙」という。）は、次の条項により委託契約を締結する。

（総則）
第１条　乙は、別添「令和８年度環境保全措置効果検証事業委託業務仕様書」（以下「委託仕様書」という。）に基づき、上記の契約金額及び履行期間内で頭書の業務を完了しなければならない。

（委託業務実施計画書）
第２条　乙は、委託仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む委託業務実施計画書を契約締結の日から 14 日以内に甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
（１）業務内容
（２）業務実施方法
（３）業務工程
（４）業務執行体制
２　甲は、乙から委託業務実施計画書の提出があった場合は、受理した日から 10 日以内に承認又は不承認の通知を乙にするものとする。
３　乙は、甲の承認を得た委託業務実施計画書に基づいて当該業務を実施しなければならない。

（委託業務実施計画の変更）
第３条　甲又は乙の都合により委託業務実施計画の内容を変更する時は、甲乙事前に協議するものとする。
２　前項の協議が整った場合、乙は速やかに委託業務実施計画の変更内容を記載した書面を甲に提出し、甲は乙に対して承認の通知をするものとする。ただし、業務の実施に支障を及ぼさない軽微な変更であるとあらかじめ甲が認めた場合はこの限りではない。
３　前項の規定による委託業務実施計画書の変更である場合は、甲の承認を得ることによって変更契約が締結されたものとみなす。

４　甲は、乙から申請があった場合は、受理した日から 10 日以内に承認又は不承認の通知を乙にするものとする。

（一括再委託等の禁止）
第４条　乙は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
２　乙は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

（権利義務の譲渡禁止）
第５条　乙は、この契約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。

（成果物の帰属）
第６条　この契約の履行によって作成された報告書及びその他の成果（以下「成果物」）は、甲に帰属するものとする。

（著作権の使用）
第７条　乙は、委託業務の実施にあたり、第三者の著作権又はその他の権利の対象となっている物件又は方法を使用するときは、必要な手続をとるなど、その使用に関して責任を負うものとする。

（委託業務の調査等）
第８条　甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査をし、又は報告を求めることができる。
２　甲は、前項の規定による報告の結果、必要があると認めるときは、乙に対し適当な措置をとるべきことを指示することができる。

（契約内容の変更、委託業務の中止等）
第９条　甲は、必要がある場合には契約内容を変更し、若しくは委託業務を一時中止し又はこれを打ち切ることができる。この場合において、履行期間又は委託料を変更する必要があるときは、甲乙事前に協議するものとする。

（検査及び引渡し）
第 10 条　乙は、業務が完了したときは、成果物及び委託業務完了届を甲に提出し、その検査、確認を受けなければならない。
２　乙は、前項の検査の結果、不合格となり補正を命じられたときは、速やかに自己の負担において当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
３　前２項の規定による検査又は再検査に合格したときをもって、引渡しが完了したものとする。

４　前項の引渡しは履行期間完了日までに終えるものとする。

（委託料の請求及び支払い）
第 11 条　乙は、前条の規定による検査に合格したとき、甲に対して委託料の支払いを請求することができる。
２　甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して 30 日以内に乙に委託料を支払わなければならない。

（著作権）
第 12 条　乙がこの委託業務により取得した著作権は、甲が承継するものとする。

（損害の負担）
第 13 条　委託業務の処理にあたって発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は乙の負担とする。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき理由による場合は、この限りでない。

（不可抗力発生時の対応）
第 14 条　不可抗力（天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩落等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、疾病及びその他甲及び乙の責めに帰すことのできない事由をいう。以下同じ。）が発生した場合、乙は、不可抗力の影響を早期に除去すべく早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害・損失及び増加費用を最小限にするよう努力しなければならない。

（履行遅滞の場合における損害金等）
第 15 条　乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払を乙に請求することができる。
２　前項の損害金の額は、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号。以下「支払遅延防止法」という。）第８条第１項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額とする。
３　甲の帰すべき事由により、第 16 条の規定による業務委託料の支払が遅れた場合においては、乙は未受領金額につき、遅延日数に応じ、支払遅延防止法第８条第１項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

（賠償金等の徴収）
第 16 条　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで支払遅延防止法第８条第１項の規定に基づき定められた率の割合で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき支払遅延防止法第８条第１項の規定に基づき定められた率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（契約の解除及び違約金）

第 17 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）乙の責めに帰すべき理由により、履行期限内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）正当な理由がなく契約締結後 10 日以内に委託業務に着手しないとき。

（３）前各号の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、委託料の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

（４）法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。

（５）役員等が、自己、自社、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

（６）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（７）役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（８）役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（下請負契約等に関する契約解除）

第 18 条　乙は、本契約に関する下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受任者（再委託以降の全ての受任者を含む。）並びに下請負人等が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が、排除対象者（前条に各号に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し排除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

２　甲は、乙が下請負人等が排除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反し

て当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（不当介入に関する通報・報告）
第 19 条　乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員から不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（契約保証金）
第 20 条　契約保証金は、沖縄県財務規則第 101 条の規定に基づき決定するものとする。

（秘密の保持）
第 21 条　甲及び乙は、委託業務の処理により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
２　乙は、この委託業務の成果を外部に発表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

（契約不適合責任）
第 22 条　甲に納入された成果物等が、契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であることが判明した場合には、甲は、第 10 条第３項に規定する引渡しの完了の日の翌日から起算して、１年以内に限り、乙に対して当該契約不適合の修正等の履行の追完を請求することができる。ただし、甲に不相当な負担を課するものでないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
２　甲は乙に対し、前項の契約不適合により生じた損害の賠償を請求することができる。

（費用の負担）
第 23 条　この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（労働関係法令の遵守及び調査）
第 24 条　乙は労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守しなければならない。
２　甲は、本契約の履行に関し必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

（補則）
第 25 条　この契約に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの契約に定め

のない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本契約の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　日

（甲）委託者
沖縄県那覇市泉崎１丁目２番２号
沖縄県知事　古謝　玄太

（乙）受託者
沖縄県●●●●
株式会社●●
代表取締役　●●　●●